

## (11) 非公共事業

|  |        |                            |
|--|--------|----------------------------|
| <b>みやぎの地域資源保全活用支援事業</b><br>(基金名：中山間地域等農村活性化基金) | 事業主体 県 | 所管課班<br>農山漁村なりわい課<br>交流促進班 |
|--|--------|----------------------------|

## 趣　　旨

中山間地域等においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地等の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することで地域の活性化を図る。

このため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援する。

---

## 事業の内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

### 1 対象地域

中山間地域（4法指定地域）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域（同様の基金を造成している市町村）。

### 2 基金の造成

県は基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。（H5～9年造成済み）  
(基金管理主体：県)

### 3 基金運用益等による事業

#### (1) 調査研究事業

地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全・強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査等の研究。

#### (2) 研修事業

（1）の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成。  
(3) 推進事業

・都道府県委員会等の設置及び運営。

・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域住民活動の活性化に関する推進指導等。

・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織（ふるさと水と土保全隊）の構想化等。

・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、指導、活動等。

|                        |                         |                          |
|------------------------|-------------------------|--------------------------|
| <b>中山間地域等直接支払交付金事業</b> | 事業主体<br>農業者の組織する<br>団体等 | 所管課班 農山漁村なりわい課<br>中山間振興班 |
|------------------------|-------------------------|--------------------------|

## 趣 旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

## 対 象 要 件

### 1 対象地域

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法の4法指定地域
- (2) 知事特認地域
  - ①4法指定地域に接する農用地を有する地域
  - ②農林統計上の中山間地域
  - ③農林地率・人口減少率等が4法指定地域と同等の地域

### 2 対象農用地

農振農用地区域内であり、1ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地で、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。

- (1) 急傾斜農地（田：1/20以上、畑：15度以上、草地・採草放牧地：15度以上）
  - (2) 自然条件により小区画・不整形な水田（大多数が30a未満で平均20a以下）
  - (3) 市町村長の判断により対象となる農地で、次の(1)(2)いずれかに該当するもの。
    - ①急傾斜農地と連担した緩傾斜農地（田：1/20～1/100、畑・草地・採草放牧地：8～15度）
    - ②高齢化率・耕作放棄率の高い農地
- 高齢化率：40%（農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合）  
 耕作放棄率：田8%以上、畑15%以上（経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する耕作放棄面積の割合）

### 3 対象行為

「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。

### 4 対象者

協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。

### 5 事業主体：農業者団体等

### 6 事業実施期間：令和2年度～令和6年度（第5期対策）

| 負担割合 | 区分                          | 国   | 県   | 市町村 | 備考 |
|------|-----------------------------|-----|-----|-----|----|
|      | 中山間地域等直接支払交付金事業<br>(4法指定地域) | 1/2 | 1/4 | 1/4 |    |
|      | 〃<br>(県特認地域)                | 1/3 | 1/3 | 1/3 |    |

|              |            |      |                    |
|--------------|------------|------|--------------------|
| 多面的機能支払交付金事業 | 事業主体 活動組織等 | 所管課班 | 農山漁村なりわい課<br>交流推進班 |
|--------------|------------|------|--------------------|

## 趣　　旨

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されるところである。このような状況を鑑み、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積等構造改革を後押ししていく必要がある。

このため、地域共同による農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を図る共同活動の取組を支援する。

---

## 事業の内容

### 1 農地維持支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う組織へ交付する。

### 2 資源向上支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う組織へ交付する。

※施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とする。

### 3 多面的機能支払推進交付金

[事業主体：推進組織、県、市町村]

上記1から2の適正かつ円滑な実施を図るため、推進組織、県及び市町村へ交付する。

---

## 採択基準

### ○関係する実施要綱、要領

- ・多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という)
- ・多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知、以下「実施要領」という)
- ・多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知、以下「交付要綱」という)

[基本的な交付金の限度額]

| 交付額<br>(10a当り) | 区分                 | 地目            | 交付単価                     | 備考   |
|----------------|--------------------|---------------|--------------------------|--|
|                | 農地維持支払交付金          | 田<br>畑<br>草 地 | 3,000円<br>2,000円<br>250円 |  |
|                | 資源向上支払交付金（共同活動）    | 田<br>畑<br>草 地 | 2,400円<br>1,440円<br>240円 | ・5年間以上実施した場合は、左記の7.5割。<br>・多面的機能の増進を図る活動を行わない場合は、左記の5/6。 |
|                | 資源向上支払交付金（施設の長寿命化） | 田<br>畑<br>草 地 | 4,400円<br>2,000円<br>400円 | ・広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を行わない場合は、左記の5/6。                   |

\*交付金の額は、事業計画を認定する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。

| 負担割合 | 区分   | 国   | 県   | 市町村 | 備考 |
|------|--|-----|-----|-----|----|
|      | 農地維持支払交付金<br>資源向上支払交付金（共同活動）<br>資源向上支払交付金（施設の長寿命化） | 1/2 | 1/4 | 1/4 |    |
|      | 多面的機能支払推進交付金                                       | 1/1 | —   | —   |    |

|                   |                            |   |
|-------------------|----------------------------|---|
| <b>農地耕作条件改善事業</b> | 事業主体<br>県<br>市町村<br>土地改良区等 | 所管課班<br>農山漁村なりわい課<br>中山間振興班<br>農村整備課<br>ほ場整備班 |
|-------------------|----------------------------|---|

## 趣　　旨

農地中間管理事業の重点実施区域等において、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による扱い手への農地集積の推進、高収益作物への転換及び営農定着に必要な取組をハードとソフトの両面から支援する。

## 事業の内容

《地域内農地集積型》　最大5年（ハード事業は最大3年）

1 定額助成

- (1) 田の区画拡大 [ハード] (2) 畑の区画拡大 [ハード] (3) 暗渠排水 [ハード]
- (4) 湧水処理 [ハード] (5) 末端畑地かんがい施設 [ハード] (6) 客土 [ハード]
- (7) 除礫 [ハード] (8) 更新整備（用水路、排水路、農作業道、特認事業） [ハード]
- (9) 条件改善推進費（調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入 等） [ソフト]

※ 助成額は工種や施工方法により異なる。

2 定率助成

- (1) 農業用排水施設 [ハード] (2) 暗渠排水 [ハード] (3) 土層改良 [ハード]
- (4) 区画整理 [ハード] (5) 農作業道等 [ハード] (6) 農地造成 [ハード]
- (7) 農用地の保全 [ハード] (8) 営農環境整備支援 [ハード]
- (9) 管理省力化支援 [ソフト] (10) 品質向上支援 [ソフト]
- (11) 条件改善促進支援（地形図作成、農用地等集団化 等） [ソフト]
- (12) 指導 [ソフト]

《高収益作物転換型》　最大5年（ハード事業は最大3年）

基盤整備とともに、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組を実施する。

1 定額助成

《地域内農地集積型》の1定額助成の（1）から（9）に加えて以下のもの。

- (10) 高収益作物転換推進費（高収益作物転換プラン作成、営農定着推進） [ソフト]

※ 1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）

2 定率助成

《地域内農地集積型》の2定率助成の（1）から（12）に加えて以下のもの。

- (13) 高収益作物導入支援（実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、[ソフト] 農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備）

《スマート農業導入推進型》　最大5年（ハード事業は最大3年）

国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うG N S S 基地局の設置等を実施する。

1 定率助成

- (14) G N S S 基地局整備 [ハード]

(14) と一体的に実施する以下のもの。

2 定額助成

《地域内農地集積型》の1定額助成の（1）から（9）。

3 定率助成

《地域内農地集積型》の2定率助成の（1）から（12）。

- (15) 先進的省力化技術導入支援 [ソフト]

## (16) 調査・調整、実施計画策定支援〔ソフト〕

### 採択基準

- 1 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、又は重点実施区域に指定される見込みのある区域。
- 2 農地中間管理機構との連携概要を策定していること。
- 3 1地区当たりの事業費（ハード事業）の合計が200万円以上となること。
- 4 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

#### 《地域内農地集積型》

上記1から4に加えて以下のもの。

- 5 地域内農地集積促進計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。

#### 《高収益作物転換型》

上記1から4に加えて以下のもの。

- 5 高収益作物転換促進計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。
- 6 ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。
- 7 実質化された人・農地プランが作成された地区であること。  
(令和2年度においては工程表が公表された地区でも可)

#### 《スマート農業導入推進型》

上記1から4に加えて以下のもの。

- 5 スマート農業導入推進計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。
- 6 実質化された人・農地プランが作成された地区であること。  
(令和2年度においては工程表が公表された地区でも可)

### 事業主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等  
その他農業者等が組織する団体

| 負担割合 | 区分   |                    |            | 国          | 県          | 市町村 | その他           | 備考       |
|------|------|--------------------|------------|------------|------------|-----|---------------|----------|
|      | 県営   | 定率助成               | 農業生産基盤整備事業 | 50<br>(55) | 27.5       | 10  | 12.5<br>(7.5) | ( )は中山間等 |
| 団体営  | 定率助成 | 事業の内容の<br>〔ハード〕のもの | 50<br>(55) | 14         | 36<br>(31) |     |               | ( )は中山間等 |
|      |      | 事業の内容の<br>〔ソフト〕のもの | 50<br>(55) | —          | 50<br>(45) |     |               |          |
| 定額助成 |      |                    | 定額         | —          | —          | —   |               |          |

注1) 平成27年度新規事業で予算区分は非公共事業に分類

注2) 平成28年度予算までは直接補助。平成29年度予算より間接補助。

|                                    |                         |   |
|------------------------------------|-------------------------|---|
| <b>農業水路等長寿命化</b><br><b>・防災減災事業</b> | 県<br>事業主体 市町村<br>土地改良区等 | 農山漁村なりわい課<br>中山間振興班<br>所管課班 農村整備課<br>水利施設保全班<br>防災対策班 |
|------------------------------------|-------------------------|---|

## 事業の内容

農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や、維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故防止などのリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。

| 区分            | 対策種類           | 対策内容                              | 交付対象事業   |
|---------------|----------------|-----------------------------------|--|
| 1 長寿命化対策      | (1) 長寿命化対策     | 長寿命化対策に資する農業用用排水施設等の整備            | ア 水利施設整備<br>イ 機能保全計画策定等<br>ウ 実施計画策定<br>エ 水利用調査・調整<br>オ 耐震性点検・調査  |
| 2 防災減災対策      | (1) 自然災害等対策    | 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用用排水施設等の整備 | カ ため池整備<br>キ 湿水防除<br>ク 地盤沈下対策<br>ケ 農業用用排水施設整備<br>コ 土砂崩壊防止<br>サ 特定農業用管水路等特別対策<br>シ 農業用河川工作物応急対策<br>ス 水質保全対策<br>セ 利活用保全<br>ソ 機能保全計画策定等<br>タ 実施計画策定<br>チ 耐震性点検・調査 |
|               | (2) 危機管理対策     | 防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備          | ツ 危機管理システム等整備  |
|               | (3) ため池防災環境整備  | ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備      | テ 緊急的な防災対策<br>ト 地域防災上のリスク除去<br>ナ ハード整備の着手促進  |
| 3 ため池の保全・避難対策 | (1) ため池保全・避難対策 | 緊急時の迅速な避難行動や適切な保全管理につなげる対策        | ニ ハザードマップ作成<br>ヌ 監視・管理体制の強化<br>ネ 減災対策の実施   |

## 実施要件

- 1 長寿命化・防災減災計画を策定していること
- 2 上記表の交付対象事業の欄のア及びカからセ、ツからトに掲げる事業を実施する場合は以下の要件を全て満たすこと
  - (1) 交付対象事業1地区辺りの事業費の合計が200万円以上となること
  - (2) 交付対象事業1地区あたりの受益者数が、農業者2者以上であること。（ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く）
  - (3) 交付対象事業1地区あたりの事業工期が原則3か年以内であること。（ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内とする。）
- 3 上記表の工事対象事業の欄のイからオ及びソからチ、ナからネに掲げる事業を実施する場合は、交付対象事業の1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。

| 負担割合                            | 区分         | 国    | 県  | 市町村           | その他   | 備考 |
|---------------------------------|------------|------|----|---------------|---|----|
| 長寿命化対策                          |            |      |    |               |   |    |
| 水利施設整備                          | 50<br>[55] | 27.5 | 10 | 12.5<br>[7.5] | 県営<br>※1 ※2   |    |
|                                 | 50<br>[55] | 14   | 21 | 15<br>[10]    | 市町村営<br>※1  |    |
|                                 | 50<br>[55] | 14   | 13 | 23<br>[17]    | 土地改良区営<br>※1  |    |
| 上記以外                            | 定額         | —    | —  | —             | 1地区当たりの国費助成上限は1,000万円   |    |
| 自然災害等対策                         |            |      |    |               |   |    |
| ため池整備<br>(ため池整備工事)              | 50<br>[55] | 18   | 25 | 7<br>[2]      | 団体営   |    |
| 機能保全計画策定等<br>実施計画策定<br>耐震性点検・調査 | 定額         | —    | —  | —             | 1地区当たりの国費助成上限は1,000万円。ただし、ため池の耐震性点検・調査については上限は3,000万円                 |    |
| 上記以外                            | 50<br>[55] | 未定   | 未定 | 未定            | ため池において行うものにあっては、令和2年度までは定額   |    |
| 危機管理対策                          |            |      |    |               |   |    |
| 50<br>[55]                      | 未定         | 未定   | 未定 | 未定            | ため池において行うものにあっては、令和2年度までは定額   |    |
| ため池防災環境整備                       |            |      |    |               |   |    |
| 緊急的な防災<br>対策                    | 50<br>[55] | 未定   | 未定 | 未定            | 令和2年度までは定額  |    |
| 地域防災上の<br>リスク除去                 | 定額         | —    | —  | —             | 1地区当たりの国費助成上限は堤高5m未満 1,000万円<br>堤高5m以上10m未満2,000万円<br>堤高10m以上 3,000万円 |    |
| ハード整備の<br>着手促進                  | 定額         | —    | —  | —             | 1地区当たりの国費助成上限は500万円   |    |

| 負担割合       | 区分         | 国  | 県  | 市町村 | その他 | 備考                                      |
|------------|------------|----|----|-----|-----|---|
| ため池保全・避難対策 |            |    |    |     |     |   |
|            | ハザードマップ作成  | 50 | 未定 | 未定  | 未定  | 令和2年度までは定額                              |
|            | 監視・管理体制の強化 | 50 | 未定 | 未定  | 未定  | 令和2年度までは定額<br>1地区当たりの国費助成上限は500万円<br>※3 |
|            | 減災対策の実施    | 50 | 未定 | 未定  | 未定  | 令和2年度までは定額<br>1地区当たりの国費助成上限は500万円       |

[ ] は中山間地域等（離島、特別豪雪地帯、振興農村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畠地域）の場合

※1 機能保全計画に基づく対策工事

※2 頭首工、排水機場などで受益面積が広域のものを対象

※3 地域(市町村単位)又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールや、ため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動の場合、助成上限は1,000万円とする